

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会  
第5回定例総会議事録

令和4年8月25日（木）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和4年度第5回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和4年8月25日(木)午後1時26分～午後1時58分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(14名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 欠席委員(2名)

委 員	4番	佐 藤 と も
〃	9番	尾 形 徳 夫

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第11号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第13号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	報告第14号	農地の利用変更届について
日程第8	議案第18号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第9	議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11	議案第21号	農用地利用集積計画の審査について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大
産業振興課主査	畠 山 泰 明

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第5回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後1時26分 開会〉

\*事務局（庄司一彦事務局長） それでは定刻前ではございますが、只今より令和4年度加美町農業委員会 第5回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

\*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は14名です。4番 佐藤とも委員、9番 尾形徳夫委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1 議事録署名委員の指名

\*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 今野修委員、6番 中村貴美子委員をお願いいたします。

---

### 日程第2 会期の決定

\*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議書記の指名

\*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 報告第11号 非農地証明書の交付について

- \*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第11号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（畠山明大係長） 報告第11号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。  
令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。  
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

申請者 A氏 字町裏…番地…

所在地 字北町三番…番…の畑

現況 雑種地

面積 141m<sup>2</sup>

非農地となつてから長年経過しており、8月16日の現地調査で非農地判断。

[以上1件の非農地証明書交付について説明。]

- \*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- \*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第11号を終了いたします。

---

日程第5 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- \*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- \*事務局（今野典子次長） 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。  
令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。  
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号 1  
貸人 B氏  
借人 C氏  
所在地 下多田川字山田原二番…番…の田 外 3筆  
面積 合計 5, 278 m<sup>2</sup>  
農地法第 3 条

報告書番号 2  
貸人 D氏  
借人 E社  
所在地 下新田字一本柳…番の田  
面積 190 m<sup>2</sup>  
基盤強化促進法

[以上 2 件の賃貸借の合意解約について説明。]

\*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 12 号を終了いたします。

---

日程第 6 報告第 13 号 農地転用許可後の工事完了報告について

\*議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 13 号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

\*事務局（畠山明大係長） 報告第 13 号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。  
令和 4 年 8 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。  
今月の農地転用許可後の工事完了報告は 3 件でございます。

報告書番号 1  
太陽光発電設備の設置  
許可地 下多田川字山田原一番…番… 外 2筆  
面積 合計 1, 259 m<sup>2</sup>  
令和 4 年 5 月 31 日完了

報告書番号2

太陽光発電設備の設置

許可地 下多田川字山田原一番…番… 外11筆

面積 合計8,202㎡

令和4年6月28日完了

報告書番号3

店舗建築及び駐車場設置

許可地 字一本杉…番… 外4筆

面積 合計2,146㎡

令和4年7月25日完了

[以上3件の工事完了報告について説明]

\*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第13号を終了いたします。

---

日程第7 報告第14号 農地の利用変更届について

\*議長（板垣文一会長） 日程第7、報告第14号 農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

\*事務局（畠山明大係長） 報告第14号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。

令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地の利用変更届は1件でございます。

届出者 F氏

所在地 四日市場字新宿…番…

現況 田

面積 1,485㎡

盛土のうえ、畑地として利用

[以上1件の利用変更届について説明]

\*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第14号を終了いたします。

---

#### 日程第8 議案第18号 加美農業振興地域整備計画の変更について

\*議長（板垣文一会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町産業振興課 畠山泰明主査に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[ 産業振興課職員入室 午後1時37分 ]

\*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第18号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第18号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

\*議長（板垣文一会長） 変更内容につきましては、加美町産業振興課 畠山主査から詳細説明をしていただきます。

\*産業振興課（畠山泰明主査） 産業振興課農業振興係の畠山と申します。宜しくお願いたします。加美農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

変更の内容につきましては、除外1件となっております。

申請番号1

事業計画者 G氏 大崎市古川穂波6丁目… - …

土地所有者 H氏 平柳字川南…番地の…

申請地 平柳字川南…番…

変更の目的 住宅整備計画に係る変更

面積 383㎡

建築及び工作物 居宅 / 車庫・倉庫

申請地は平柳カントリーさんから入っていったところの市町村境あたりで、先程説明しました… - …(番地)と… - …をまたいで住宅及び車庫の設置をするための除外申請でございます。… - …につきましては農振区域には入っておりません。



[以上1件の整備計画について説明]

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。  
これより議案第18号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。  
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決定いたしました。  
ここで畠山主査には退席いただきます。

[ 産業振興課職員退室 午後1時40分 ]

---

日程第9 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（今野典子次長） 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。  
令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。  
今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 I氏

受人 J氏

申請地 城生字城生東の田 2筆

面積 合計2,057㎡

耕作者へ売買するもの

[以上1件の許可申請について説明]

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5番 今野修委員お願いします。

\*5番（今野修委員） 申請地は、以前加美よつば広原支店があったところの西側にある、田2筆でございます。お二人にお話を聞く前に現地を確認したところ、南側と東側はU字溝、西側は土側溝、北側がナカリの倉庫になっておりました。8月22日に譲渡人のI氏へ連絡を取りまして、8月23日にK社の会長さんである譲受人のJ氏へ連絡し、お話を伺いました。現在この田では飼料用米が作付されており、秋の収穫後に売買をされるそうです。今後は従来通り、水田としてI氏に作付を依頼するとのことでした。双方に聴取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程第10 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第10、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号 1

渡人 D氏 下新田字一本柳…番地…

受人 L氏 同上

申請地 下新田字一本柳…番

面積 190 m<sup>2</sup>

申請事由 使用貸借による駐車場の設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和4年9月1日着工予定 / 令和4年12月31日完成予定

申請地は加美町役場の南東約3.5 kmに位置し、下新田集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。現在、近隣にある家族で経営している法人の駐車場に自家用車を駐車しておりますが、経営拡大し従業員も増えてきたことから駐車場が手狭になり、自宅敷地内に自家用の駐車場を設置するものです。用途が駐車場であり、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 2

渡人 M氏 宮崎字屋敷三番…番地

受人 N社 大阪府大阪府中央区道修町1丁目…番…号

申請地 米泉字東野…番…

面積 1,790 m<sup>2</sup>

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和4年11月1日着工予定 / 令和4年12月31日完成予定

申請地は加美町役場の北西約2.5 kmに位置し、山林や宅地に囲まれている小集団の農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。太陽光発電事業用地として、加美町内で数か所選定候補地を調査しましたが、用地費や幹線道路に近く設置工事が容易なこと、平坦で日当たりが良いこと等を考慮し当該地を選定したものです。申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

\* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、2番 杉村昭宏委員お願いします。

\* 2番（杉村昭宏委員） 令和4年8月16日、高橋委員、猪股委員、私と、事務局2名で現地調査を行ってまいりました。

申請番号1番については、譲受人のL氏立会いのもと調査を行っております。申請地は元々ネギの育苗ハウスが建っており、そこでネギの苗の管理をしていた場所なのですが、現地調査に行った時点ではハウスは解体されておりました。こちらの

実際の現況としては、自宅・作業場・山林等が一体となった屋敷の一角というような状況でございます。家族経営しているE社という会社で道路の向い側に従業員の駐車場があるのですが、年々従業員数が増えたこともあり、自家用車を自宅の近くに駐車したいということから今回の案件となりました。盛土は行わず砂利敷きのみのため土砂の流出はなく、雨水は既存水路へ放流することから支障はないものとし、許可相当と判断してまいりました。

次に申請番号2番ですが、こちらはO行政書士立会いのもと調査を行ってまいりました。申請地は町道と隣接する箇所がありましたので、境界に関しては建設課も立会って確認済みでございます。盛土は行わないため土砂の流出はなく、境界にはフェンスを設置し、年複数回の草刈り等で管理をするとのことでしたので、許可相当と判断してまいりました。以上でございます。

\*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第21号 農用地利用集積計画の審査について

\*議長（板垣文一会長） 日程第11、議案第21号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（今野典子次長） 議案第21号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買3件でございます。

申請番号 1  
渡人 P氏  
受人 Q氏  
申請地 字味ヶ袋薬来原の畑  
面積 合計 1,411 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 2  
渡人 R氏  
受人 S氏  
申請地 柳沢字桧葉野下川原の田 3筆  
面積 合計 4,354 m<sup>2</sup>のうち共有持ち分 782.31 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

申請番号 3  
渡人 T氏  
受人 S氏  
申請地 柳沢字桧葉野下川原の田 2筆  
面積 合計 3,722 m<sup>2</sup>のうち共有持ち分 930.5 m<sup>2</sup>  
権利移動の種別 売買  
売買金額 総額…万円

以上3案件で、田5筆 畑1筆、面積3,123.81 m<sup>2</sup>。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上3件の集積計画について説明]

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第21号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

\*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。  
これで令和4年度加美町農業委員会 第5回定例総会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時58分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年8月25日

議長 板垣文一

署名委員 今野修

署名委員 中村貴美子